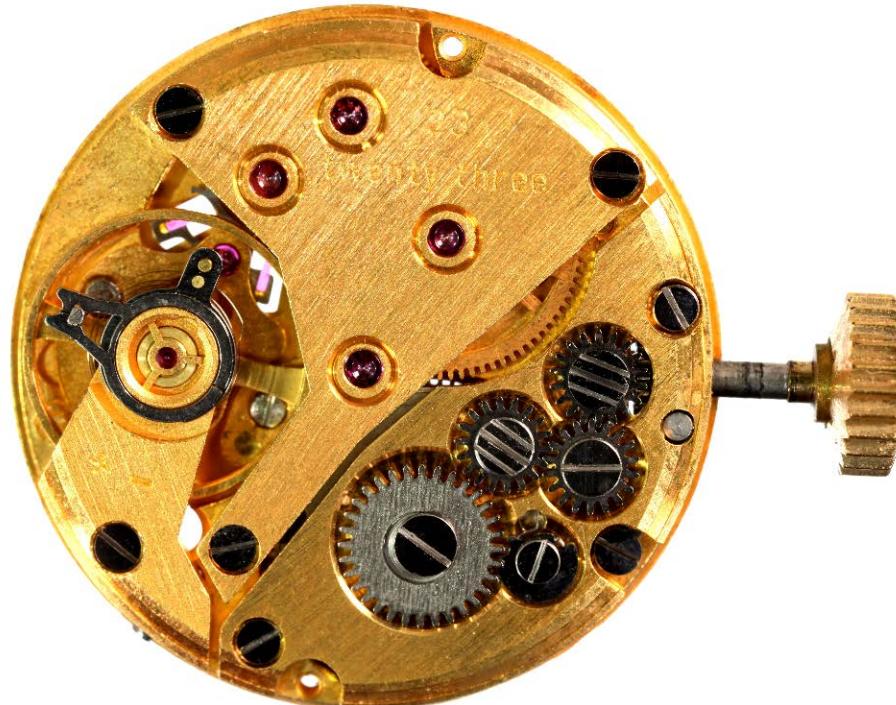


本資料(参考和訳)は、Deloitteが2020年6月2日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。



**有益な整理論点は承認され、2020年6月末までに公表される見込み
IASB がIFRS第17号の修正のさらなる改善を承認**

Francesco Nagari, Deloitte Global IFRS Insurance Leader | 2020年6月2日

目次

- 2020年4月23日および5月20日IASB会議のハイライト
- IASB審議内容と決定事項の詳細分析
- IFRS第17号の年次コフォートの要求を変更せずに維持する理由に関するIASB公表文のハイライト
- 次のステップ

最近のIASB会議のハイライト

- 4月23日、IASBスタッフは審議会に、IFRS第17号の修正に係る書面投票プロセスの進捗およびIFRS第17号の導入を支援する活動の状況について、口頭によるアップデートを行った。
- 5月20日、IASBは、整理論点について審議し、そのほとんど全てを全会一致で承認した。
 - 保険獲得キャッシュ・フロー（IACF）以外の契約認識前キャッシュ・フローの会計処理
 - 関連する保険契約グループの認識前に認識されたキャッシュ・フロー係る資産および負債の取扱い
 - 保険契約者に個別に請求可能な法人所得税に係る金額を保険収益に含める
 - 残存力バーに係る負債および発生保険金に係る負債の定義の精緻化
 - 変動手数料アプローチを適用する契約にOCIオプションおよびリスク軽減オプションを同時に適用する方法の明確化
 - 支払または不払が予想されていなかった投資要素の影響の取扱いを明確化し、契約上のサービス・マージンの会計処理を簡素化するためのB96項(c)の修正
- IASBは、保有している再保険契約からの損失の回収額を決定する場合における、規則的かつ合理的な配分方法の使用に係る修正について、12対2の賛成多数で決定した。

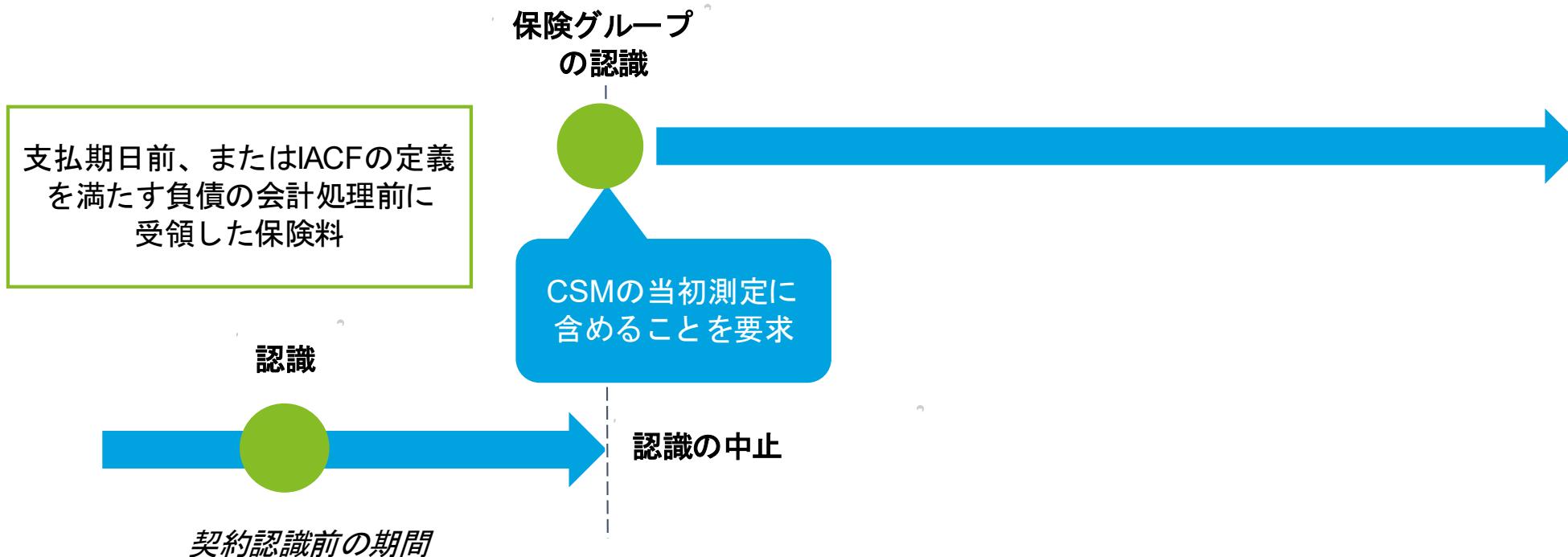
2020年4月IASB会議のスタッフによる口頭アップデート

- IASBスタッフによる口頭アップデートの主なハイライト
 - 「IFRS第17号の修正」（以下、「修正」）の最終確定は、継続中の導入プロジェクトを過度に混乱させないために、早急に行うべきものと確認される。
 - 「IFRS第17号の修正」は、**2020年6月末**までに公表される見込みである。
 - IFRS第17号に関する既存の教育文書は、修正のための更新を行わずに維持される予定である。修正の公表後、**修正による変更点に関するウェブキャスト**が公開される予定である。
 - IFRS第17号の移行リソース・グループ（TRG）**は解散されておらず、引き続き**相談に対応できる**ものの、現時点で追加の会議は予定されていない。
 - TRGメール・ボックスなど、IASBウェブサイトで提供されている利用可能な方法を使用して、利害関係者が適用上の課題をIASBスタッフに**提起することを歓迎する**。

整理論点

契約認識前の資産、負債およびIACF以外のキャッシュ・フローの会計処理

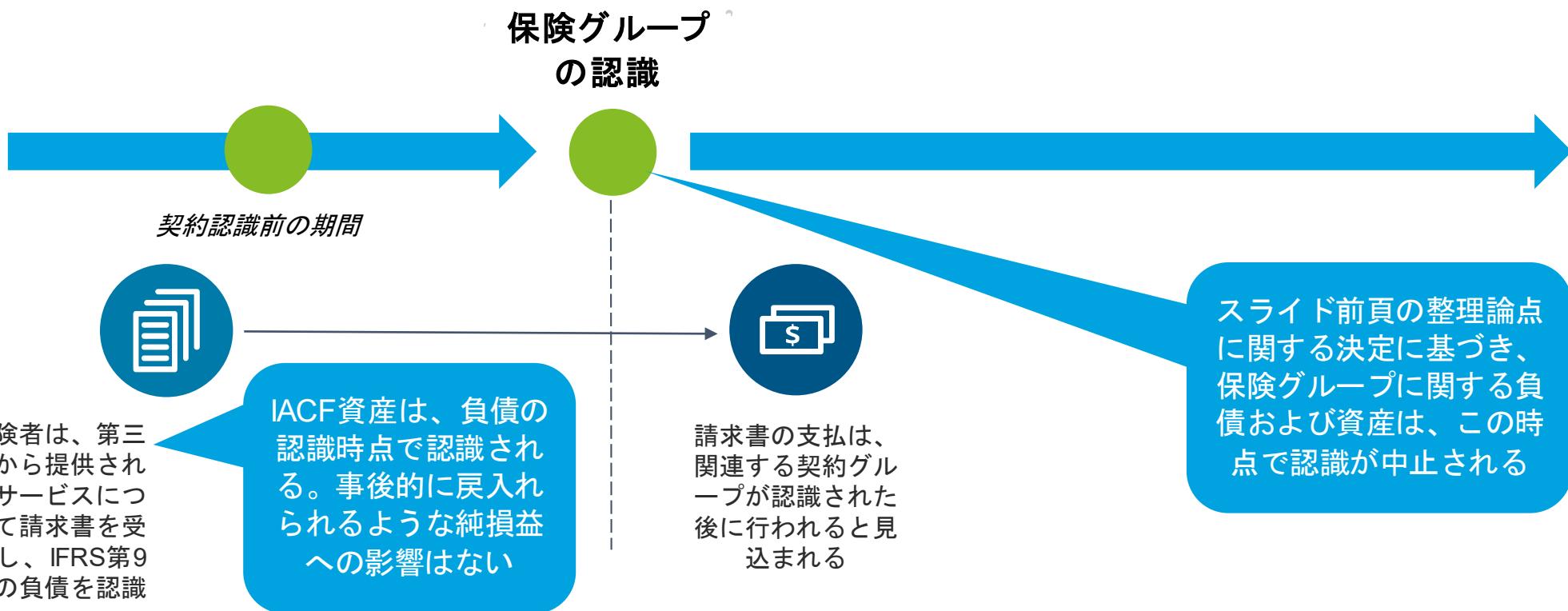
- 整理論点：IASBスタッフは、保険契約グループが認識される前に、支払または受領した当該グループに関する他のキャッシュ・フローが存在する可能性に言及した。現行IFRS第17号の文言では、当初認識時にそのようなキャッシュ・フローを契約上のサービス・マージン（CSM）の計算に含めることを認めていない。
- IASBは、保険契約グループのCSMの当初測定に、当該グループが認識される前に認識された当該グループに関連するキャッシュ・フローに係る資産又は負債の認識の中止の影響を含めることを企業に要求するよう、IFRS第17号を修正することを承認した。



整理論点

保険契約グループが認識される前に認識された当該グループに関連するキャッシュ・フローに係る資産および負債の取扱い

- 整理論点：IASBスタッフは、第三者から提供されたサービスについて保険者が請求され、未払請求書について、IFRS第9号「金融商品」に従って負債を認識する状況があり得ることに言及した。当該負債が決済された場合、キャッシュ・フローはIACFの定義を満たす。
- IASBは、他のIFRS基準が、関連する保険契約グループを認識する前に将来の保険獲得キャッシュ・フローに係る負債を認識することを企業に要求している場合には、当該キャッシュ・フローに係る資産も認識することを企業に要求するよう、IFRS第17号を修正することを承認した。



整理論点

保険契約者に個別に請求可能な法人所得税に係る金額を保険収益に含める

- 整理論点：IFRS第17号B65項(m)の修正によって意図される結果は、企業が、IFRS第17号を適用して他の発生費用を保険収益として認識する場合と整合的な方法で、法人所得税のために保険契約者が支払う対価について、保険収益を認識することである。
- IASBは、企業が保険契約の条件に基づいて**保険契約者に個別に請求可能な法人所得税に係る金額を純損益に認識する場合に、保険収益を認識すること**を企業に要求するよう、IFRS第17号を修正することを承認した。

保険収益の分析*

残存カバーに係る負債	X
予想保険金および他の保険サービス費用	X
個別に請求可能な法人所得税に係る金額	X
当期における非金融リスクに係るリスク調整	X
CSMの解放	X
受領した保険料に係る実績調整	
保険獲得キャッシュ・フローの回収に係る金額	X
保険収益合計	X

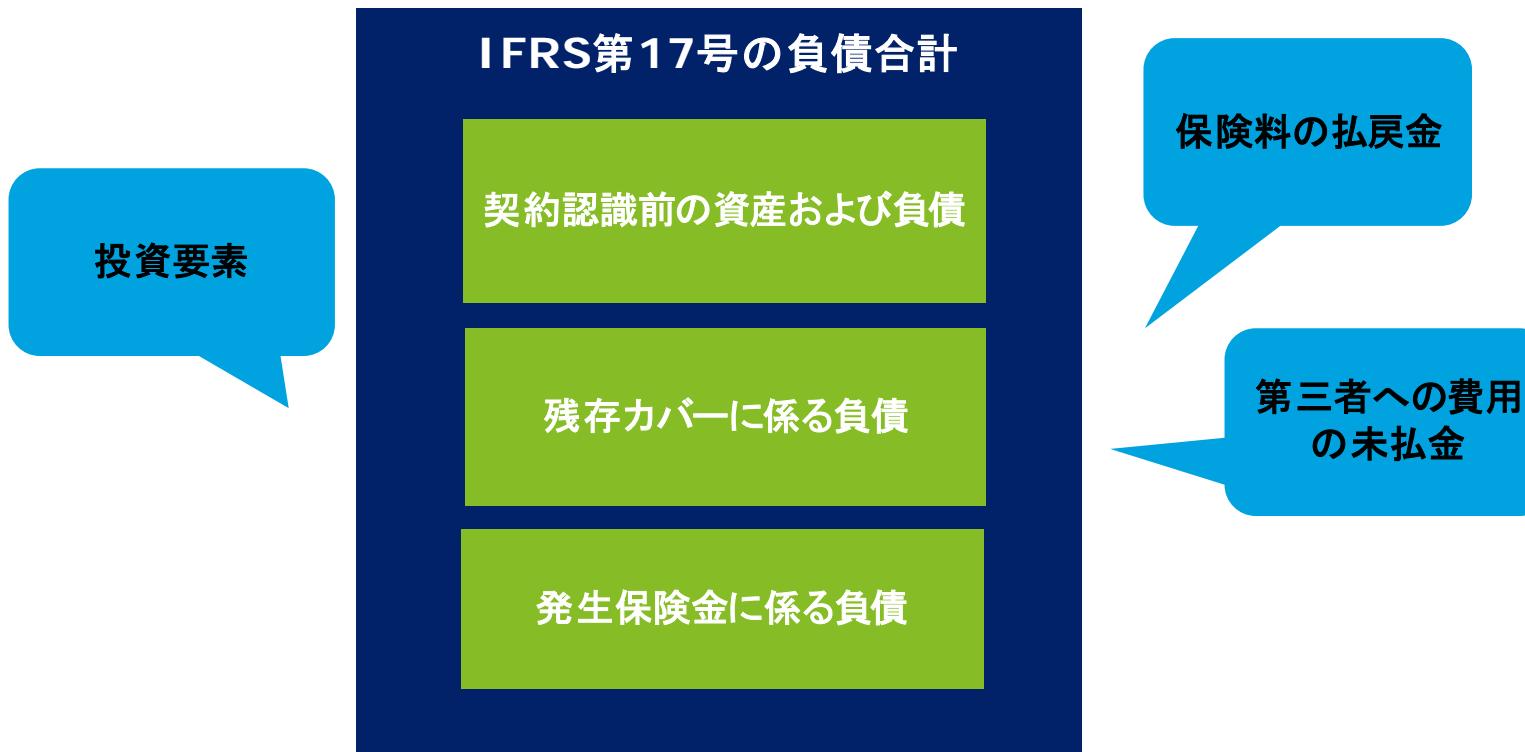
保険収益の一部として含まれる。この保険収益の分析では、独立項目として表示されている

*例示目的でのみ作成

整理論点

残存カバーに係る負債および発生保険金に係る負債の定義の精緻化

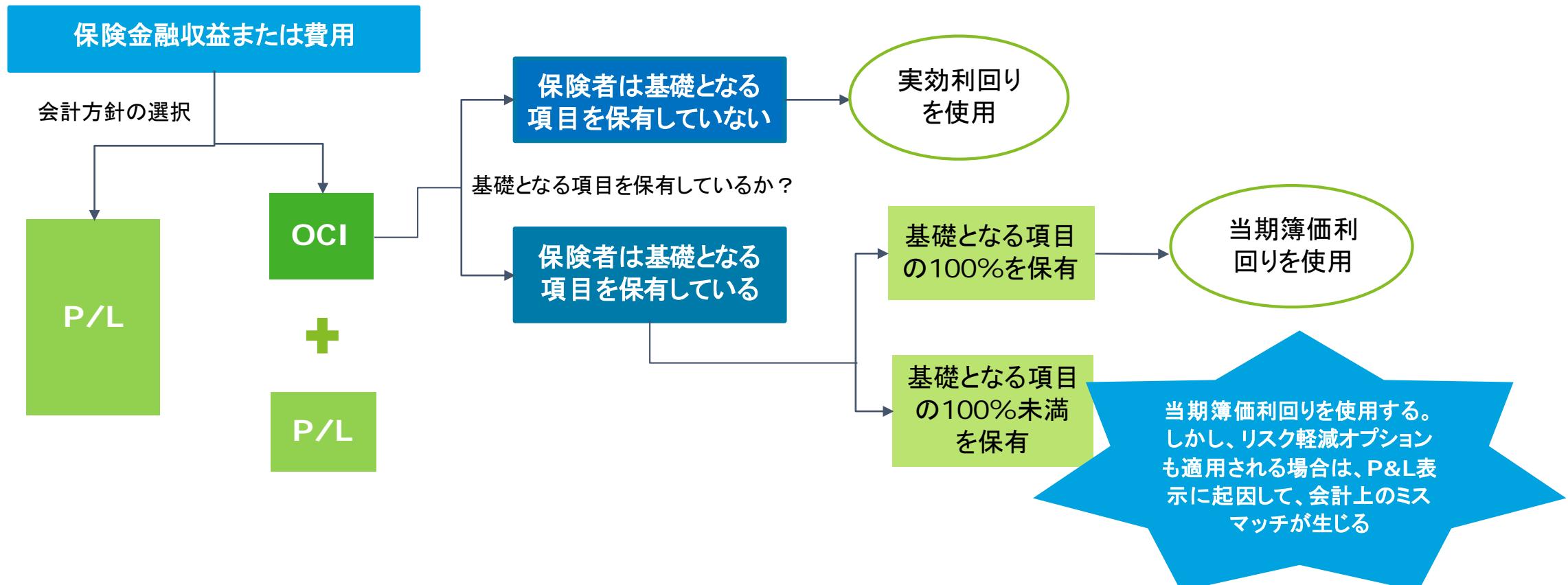
- 整理論点：一部のコメント提出者は、残存カバーに係る負債（LRC）および発生保険金に係る負債（LIC）の定義の修正案により、保険契約から生じる企業の義務について、その全てではなく一部しか反映されないとコメントした。
- IASBは、 LRCおよびLICの定義に、企業が発行した保険契約から生じる**全ての義務**を含めるよう、 IFRS第17号を**修正することを承認した**。いずれの定義も、すべての場合に機能するよう、より精緻で「包括的」な構造となる。



整理論点

変動手数料アプローチを適用する契約にOCIオプションとリスク軽減オプションを同時に適用する

- 整理論点：IASBスタッフは、IFRS第17号89項(b)（当期簿価利回り法）の下でOCIオプションを適用する企業が、IFRS第17号のリスク軽減オプションを適用することも選択できると指摘した。リスク軽減オプションを適用した場合は、**会計上のミスマッチ**が生じる。



整理論点

変動手数料アプローチを適用する契約にOCIオプションとリスク軽減オプションを同時に適用する

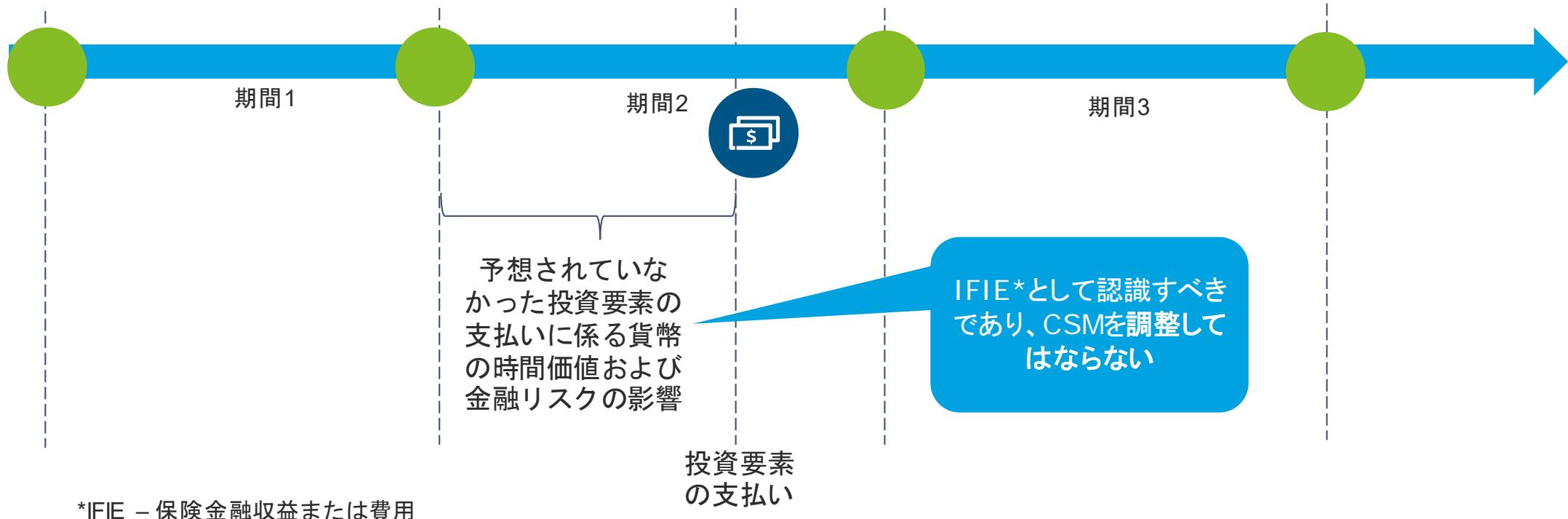
- IASBは、IFRS第17号のOCIオプションおよびリスク軽減オプションについて、以下のように修正することを承認した。
 - IFRS第17号の第88項および第89項は、リスク軽減オプションの適用から生じる保険金融収益または費用には適用されない旨を定める。
 - リスク軽減オプションの適用から生じる保険金融収益または費用の表示方法を定める新たな要求事項をリスク軽減オプションに追加する。当該要求事項は、保険契約負債の変動を以下のように表示することを企業に要求する。

ヘッジ手段	保険負債の変動に係る表示
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産およびデリバティブ	純損益
保有している再保険契約	保有している再保険契約によってリスクを軽減するために、企業が選択したOCIに係る会計方針(すなわち、IFRS第17号第88号および第90号)と同じ

整理論点

支払または不払が予想されていなかった投資要素の影響の取扱い

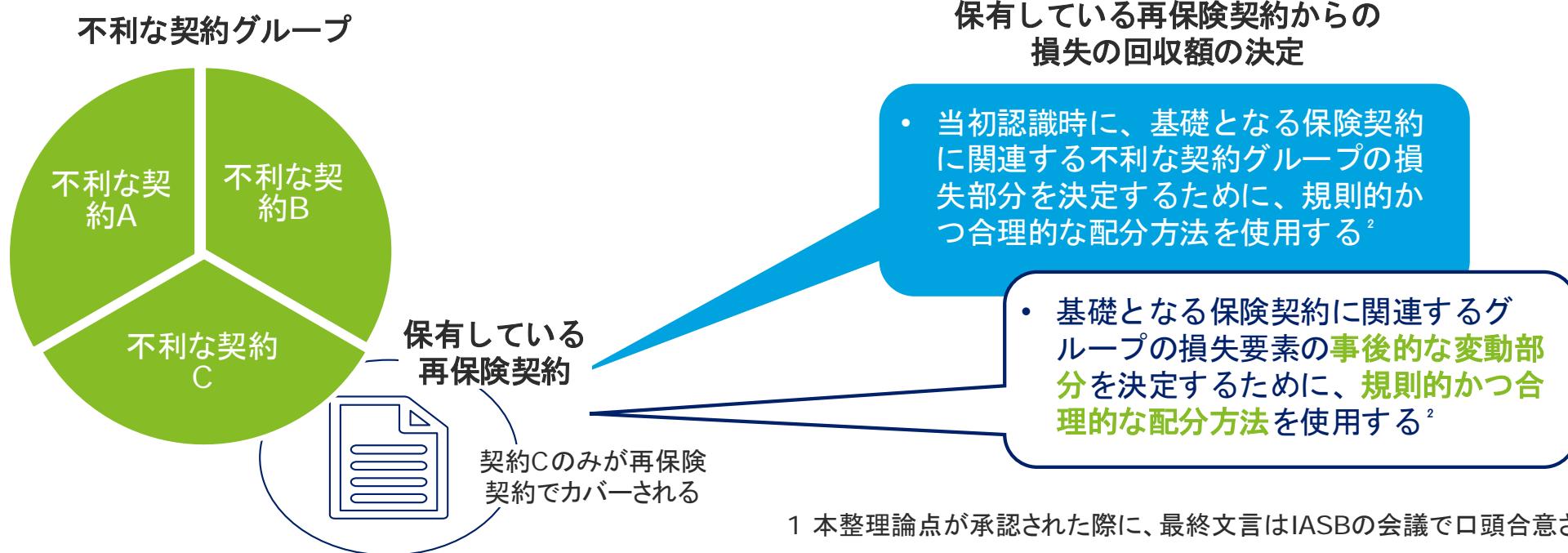
- 整理論点：現行文言では、IFRS第17号B96項(c)の解釈にばらつきが生じる可能性がある。
- IASBは、支払または不払が予想されていなかった投資要素の影響の取扱いを明確にするために、B96項(c)の修正を承認した。以下の例示は、投資要素の支払いが予想されていなかった場合について示したものである。



整理論点

保有している再保険契約からの損失の回収額を決定する場合における、規則的かつ合理的な配分方法の使用

- 整理論点：スタッフは、特定の再保険契約でカバーされている不利な契約と、当該再保険契約でカバーされていない他の不利な契約を企業が一緒にグルーピングする場合があり、かつ企業が、保有している再保険契約からの損失の回収額を決定する目的上、基礎となる保険契約に係る損失額を決定できる程度に、より詳細な情報を有していない可能性があることに留意した。
- IASBは、上述の特定の状況において、保有している再保険契約からの損失の回収額を決定する場合における、規則的かつ合理的な配分方法¹の使用を要求するよう、IFRS第17号を修正することを（12対2で）承認した。



1 本整理論点が承認された際に、最終文言はIASBの会議で口頭合意された。

2 基礎となる保険契約—再保険契約でカバーされる契約

なぜ年次コホートなのか？

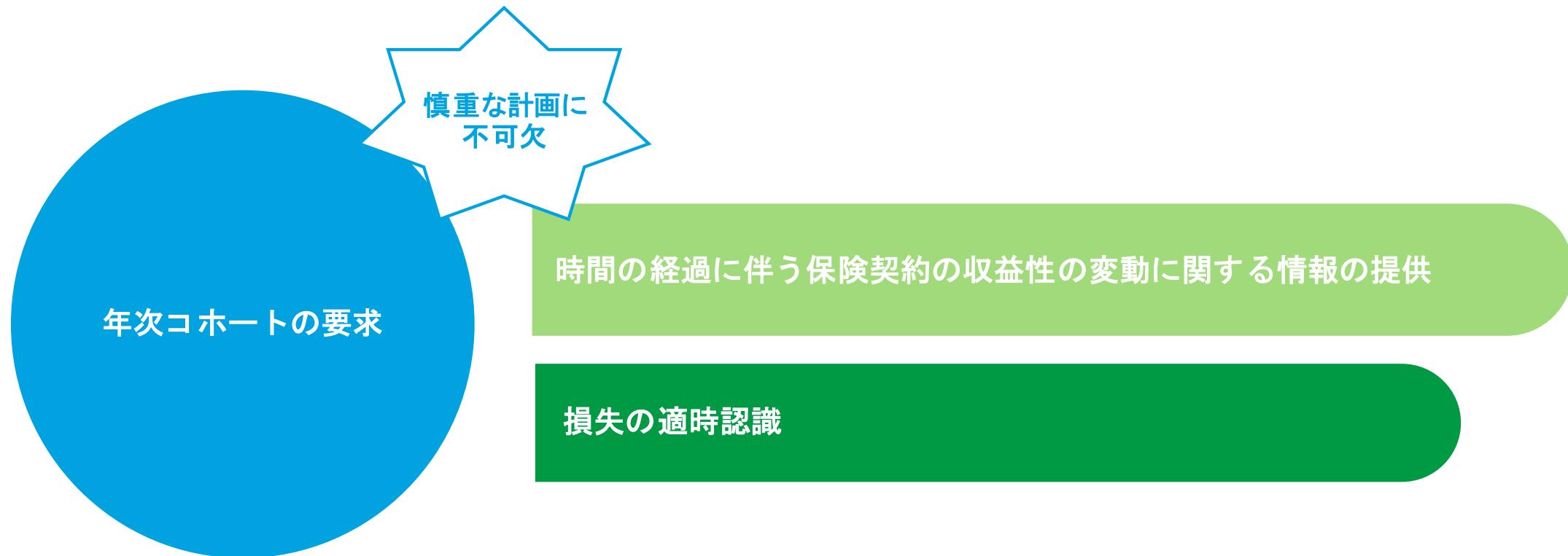
年次コホートの要求を変更せず維持するというIASBの決定を支持する理由

- 2020年4月28日、IASBは、IFRS第17号の年次コホートの要求を変更せずに維持することをIASBが決定した理由について、Hans Hoogervorst議長による文書を公表した。この文書では、以下のトピックについて説明している。
 - ほとんどの財務報告要求事項の個々の契約レベルにおける適用
 - 個々の保険契約に係る会計処理が適切でない理由
 - 慎重な計画に不可欠な年次コホート・アプローチ
 - 最近のコンサルテーションにおいて提起された年次コホートの要求に対する関係者の反対意見（次頁以降のスライドで説明）
 - 年次コホートの要求に係るIASBの審議

なぜ年次コホートなのか？（続き）

年次コホートの要求を変更せず維持するというIASBの決定を支持する理由

- 2017年5月のIFRS第17号の公表以来、年次コホートの要求は、多くの議論の対象となってきた。年次コホートの要求の主な根拠は以下の通りである。



なぜ年次コホートなのか？（続き）

年次コホートの要求を変更せず維持するというIASBの決定を支持する理由

- 本文書は、年次コホートの要求について様々な関係者から提起された3つの主要な懸念、特にリスクの世代間共有のある契約に適用された場合における懸念、に答えることを目的としている。

年次コホートはリスクの
世代間共有を反映してい
ないか？

- 相互扶助の程度は契約によって大きく異なる
- すべての種類のリスクを保険契約者間で完全に共有し、保険者が全くリスクを負わない契約は、非常にまれである
- 異なる年次コホート間で、財務業績に重大な差異が生じる可能性がある（特に、契約に最低保証が含まれる場合）
- 保険者持分に対する最低保証の影響は、個々の年次コホートを不利な契約にし得ることである（特に、超低金利またはマイナス金利の環境下の場合）
- CSMが年次コホートで会計処理されない場合、以下のような結果をもたらす可能性がある
 - 損失が適時に認識されない
 - 収益性に関する有意義な傾向を財務諸表が示さない

なぜ年次コホートなのか？（続き）

年次コホートの要求を変更せず維持するというIASBの決定を支持する理由

- 本文書は、年次コホートの要求について様々な関係者から提起された3つの主要な懸念、特にリスクの世代間共有のある契約に適用された場合における懸念、に答えることを目的としている。

年次コホートは恣意的な配分をもたらすか？

- 相互扶助は、リスクを世代間共有する契約における基本原則である。したがって、IFRS第17号は、当該相互扶助の影響を、年次コホートの測定に含めることを要求している
- 各年次コホートの履行キャッシュ・フローおよびCSMの変動を考慮した調整は、既存の契約からどの程度の利益が将来の契約やその他の契約に支払われるか、またはその逆であるかを表している
- 年次コホートの要求は、経営者が事業の発展をどのように見込んでいるかについて、有益な洞察を提供する

なぜ年次コホートなのか？（続き）

年次コホートの要求を変更せず維持するというIASBの決定を支持する理由

- 本文書は、年次コホートの要求について様々な関係者から提起された3つの主要な懸念、特にリスクの世代間共有のある契約に適用された場合における懸念、に答えることを目的としている。

リスクの世代間共有のある保険契約にとって、年次コホートはコストがかかり過ぎるのではないか？

- 年次コホートの使用により会計システムは複雑になるが、結果として得られる情報の便益が当該要求のコストを上回ることから、当該要求は依然として適切である
- いかなる免除規定を設けても、IFRS第17号の複雑性が増大し、かつ許容できない程度にまで、有用な情報が失われる結果となる可能性がある
- 実務上、年次コホートが常に必要となるわけではない。IFRS第17号の要求事項は、報告すべき金額を規定しているが、当該金額の算出のために使用される方法については規定していない

次のステップ

- IASBスタッフは、2020年6月末までに修正されたIFRS第17号を公表する予定であると発表した。
- デロイトは、「IFRS第17号の修正」が公表され次第、録音された保険ウェブキャストを公表する。これは、コメントを求めて以前公表された文言に対する微修正が書面投票プロセスによって完了した後、当該修正の要点を伝えるものである。

コンタクトの詳細

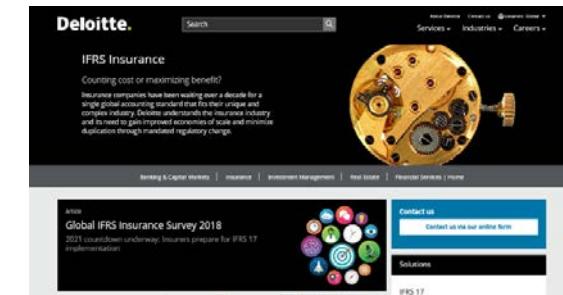
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or fnagari@deloitte.co.uk

Keep connected on IFRS Insurance:

- [Follow](#) my latest  posts @ francesco -nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites



About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2020. For information, contact Deloitte China.



デロイトトーマツ

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人及びデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト (www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーフームのネットワークを通じFortune Global 500® の8割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフーム及びそれらの提携法人のひとつ又は複数を指します。DTTL(又は"Deloitte Global")及び各メンバーフーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港及びマカオを含む)、フィリピン及びベトナムでサービスを提供しており、これらの各国及び地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成又は発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点での有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited